



厚生労働省

「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」の「最終報告」

# こんな「労働契約法」 はいらない

とんでもない  
首切り、賃下げ自由化法

2005年9月15日「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」(座長：東大名誉教授菅野和夫氏)は労働法制の改悪・解体ともなりかねない「報告書」を発表しました。「報告書」は「労働条件の不利益変更制度」や「解雇の金銭解決制度」の導入など、使用者の首切りや賃下げのやりたい放題が満載されたとんでもない中身となっています。

以後、2005年10月から、厚生労働省の労働政策審議会労働条件分科会で政・労・使の三者構成による討議に入っています。パブリックコメントに寄せられた強い反対の声もあり、「研究会報告」をベースにしないということが確認されています。しかし、厚生労働省は2007年の通常国会に法案として提出したいとしています。

私たちは審議会の動向を注視し、「研究会報告」が復活することのないよう、労働現場や労働者のはたらき方からの告発を行い、今、本当に必要な法整備は何なのかを訴えていきます。

# 安心して働ける ルールの確立を

全国労働組合総連合・労働法制中央連絡会  
〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階  
☎ 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620

2006.01

全労連は  
求めています

# 労働者保護法制の 充実・強化を

## 【解雇規制(整理解雇の四要件)の法制化

2003年の労働基準法改定時に労働基準法第18条2に「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」という条文が加えられました。解雇の計画については「整理解雇の四要件」を法制化することを求めます。また、有期雇用の雇止めについては、解雇ルールに準じた法規制の整備を求めます。

## 【有期労働契約の制限

全労連は継続してある仕事は「期間の定めのない雇用」とすることを原則にすえ、理由のない、無限定な「有期労働契約」を制限することを求めています。労働基準法には有期労働契約の制限については「期間の上限」のみが定められ、「有期労働契約とすることの理由」については定められていません。有期労働契約を野放しにするのではなく、法規制を加えることを求めます。(P5参照有期労働契約の制限に関する全労連の政策(案)2005・5・16)

## 【実効ある「男女雇用機会均等法」の改正を

2006年通常国会には「男女雇用機会均等法」の改正案が出されます。全労連は男女双方の差別の禁止、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの実効措置、セクシュアル・ハラスメントの防止措置、実効ある差別救

済制度等の「改正」要求を掲げています。特に、パート労働者の多くは女性であり、不当な差別を受けています。間接差別の禁止はこのパート労働者への差別禁止にもつながり、今回の改正で重要なポイントとなります。(男女雇用機会均等法改正にあたっての全労連の要求政策2005・2・7)

## 【労働時間短縮、変形労働時間制の廃止

過労死、過労自殺が多発する日本の労働者の働き方は異常です。全労連は労働時間を短縮し、時間外労働を厳しく規制し、変形労働時間、事業場外・裁量労働についてのみなし労働時間制を廃止することを求めています。

## 【派遣・請負労働者に労働者としての権利を

今、「請負」「業務委託」等の契約で、労働者保護法制や労働保険、社会保険の適用を免れようとする流れが強まっています。全労連は指揮命令、時間的従属、経済的従属のいずれかの要件にあてはまる労働者は労働者保護法制の対象とすることを求めています。

また、派遣については「雇用は常用雇用・直接雇用を前提として、労働者派遣法は例外的限定的政策立法としての性格の厳格化」「整理解雇後の2年間の派遣導入禁止。(現行3ヶ月)」「派遣は原則常用型派遣のみにし、登録型派遣を廃止する」こと等を求めています。(派遣・請負(委託)雇用問題を取り組むにあたっての全労連の方向2004・10・30)

## 憲法をいかす取り組みを

憲法を改悪して、アメリカと一緒に海外で戦争のできる国にしようといううごきが強まっています。憲法には第28条に労働者の大切な権利(団結権、団体交渉権、団体行動権)が定められています。自民党はこの28条を改悪するとは言っていないですが、関連するさまざまな労働法制が改悪されることによって、憲法28条や27条(勤労権)25条(文化的な最低限度の生活保障)が犯され、空洞化させてしまうこととなります。

「研究会報告」の労使委員会制度の法制化は28条を空洞化する危険がありますし、労働時間法制の適用除外の拡大や労働者派遣法の一層の規制緩和は27条を侵害していきます。

労働者保護法制の充実・強化を求める運動はまさに、憲法を生かす運動です。

また、「戦争のできる国づくり」は労働者・国民を様々な形で縛る国づくりでもあります。労働者や市民の運動が規制され、敵視されることは過去の例からも明らかです。

憲法改悪を許さない運動と労働法制の改悪を許さない運動をしっかり結合させ奮闘しましょう。

